

令和6年松原市議会第2回定例会付議事件

- 報告第2号 令和5年度松原市一般会計補正予算（第8号）専決処分の承認を
求めることについて
- 報告第3号 令和5年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）専決
処分の承認を求めることについて
- 報告第4号 令和5年度松原市下水道事業会計補正予算（第1号）専決処分の
承認を求めることについて
- 報告第5号 令和5年度松原市介護保険特別会計補正予算（第3号）専決処分
の承認を求めることについて
- 報告第6号 松原市市税条例の一部を改正する条例（令和6年条例第12号）
専決処分の承認を求めることについて
- 報告第7号 松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和6年条例第
13号）専決処分の承認を求めることについて
- 報告第8号 令和6年度松原市一般会計補正予算（第1号）専決処分の承認を
求めることについて
- 報告第9号 児童遊園管理に係る損害賠償の額を定める専決処分の承認を求め
ることについて
- 報告第10号 令和6年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決
処分の承認を求めることについて
- 議案第34号 令和6年度松原市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第35号 松原市児童遊園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第36号 財産取得について（救急自動車等）
- 議案第37号 財産取得について（消防団消防ポンプ自動車）

報告第2号

令和5年度松原市一般会計補正予算（第8号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 5 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 8 号)

令和 5 年度松原市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度松原市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 8 3, 7 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4, 0 1 8, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 2 9 日 専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 地 方 交 付 税		千円 8,850,000	千円 1,239,768	千円 10,089,768
	1. 地 方 交 付 税	8,850,000	1,239,768	10,089,768
14. 国 庫 支 出 金		11,594,557	2,772,044	14,366,601
	1. 国 庫 負 担 金	10,517,844	△1,176	10,516,668
	2. 国 庫 補 助 金	1,046,109	2,773,220	3,819,329
15. 府 支 出 金		4,365,453	11,644	4,377,097
	1. 府 負 担 金	3,240,604	5,385	3,245,989
	2. 府 補 助 金	923,052	6,259	929,311
16. 財 産 収 入		315,337	△17,940	297,397
	1. 財 産 運 用 収 入	180,831	△2,851	177,980
	2. 財 産 売 払 収 入	134,506	△15,089	119,417
17. 寄 附 金		245,342	54,372	299,714
	1. 寄 附 金	245,342	54,372	299,714
19. 諸 収 入		3,532,954	△2,610,998	921,956
	5. 雑 入	3,478,777	△2,610,998	867,779
20. 市 債		2,995,100	△265,100	2,730,000
	1. 市 債	2,995,100	△265,100	2,730,000
歳 入	合 計	52,834,910	1,183,790	54,018,700

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 4,312,102	千円 761,085	千円 5,073,187
	1. 総務管理費	3,377,421	761,085	4,138,506
3. 民生費		30,236,981	210,507	30,447,488
	1. 社会福祉費	12,576,509	19,666	12,596,175
	2. 児童福祉費	9,563,472	54,017	9,617,489
	5. 国民健康保険費	1,484,896	136,824	1,621,720
4. 衛生費		3,247,946	4,759	3,252,705
	1. 保健衛生費	1,345,453	4,759	1,350,212
5. 産業経済費		1,117,934	4	1,117,938
	2. 商工費	1,032,671	4	1,032,675
6. 土木費		4,096,504	207,434	4,303,938
	3. 都市計画費	1,220,794	7,434	1,228,228
	4. 下水道費	1,400,000	200,000	1,600,000
8. 教育費		4,064,741	1	4,064,742
	1. 教育総務費	548,794	1	548,795
歳出	合計	52,834,910	1,183,790	54,018,700

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	ふるさと応援感謝事業	千円 50,302
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務事業	14,366

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	借入先	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 157,700	政府 銀行 その他	普通貸借 又は 証券発行	年10% 以 内 (但し、利率見直し方式 で借入れる政府資金、地 方公共団体金融機構資 金、ゆうちょ銀行資金及 びかんぽ生命保険資金に ついて利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	25年以内（内据置5年以内） 年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還とする。ただ し財政の状況により償還年限 を短縮し、繰上償還をし、又 は借換えることができる。	千円 161,000	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画整備 事業	222,500	同 上	同 上	同 上	同 上	296,600	同 左	同 左	同 左	同 左
消防施設整備 事業	243,700	同 上	同 上	同 上	同 上	244,100	同 左	同 左	同 左	同 左
義務教育施設 整備事業	82,600	同 上	同 上	同 上	同 上	82,800	同 左	同 左	同 左	同 左
臨時財政対策	560,000	同 上	同 上	同 上	同 上	216,900	同 左	同 左	同 左	同 左

令和 5 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 8 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,091,534 <small>千円</small>		15,091,534 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	185,000		185,000
3. 利 子 割 交 付 金	14,000		14,000
4. 配 当 割 交 付 金	115,000		115,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,000		83,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	278,000		278,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,850,000		2,850,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000		46,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	114,000		114,000
10. 地 方 交 付 税	8,850,000	1,239,768	10,089,768
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,500		15,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	247,777		247,777
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	523,464		523,464
14. 国 庫 支 出 金	11,594,557	2,772,044	14,366,601
15. 府 支 出 金	4,365,453	11,644	4,377,097
16. 財 産 収 入	315,337	△17,940	297,397
17. 寄 附 金	245,342	54,372	299,714
18. 繰 入 金	417,496		417,496

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	3,532,954 <small>千円</small>	△2,610,998 <small>千円</small>	921,956 <small>千円</small>
20. 市 債	2,995,100	△265,100	2,730,000
21. 繰 越 金	955,396		955,396
歳 入 合 計	52,834,910	1,183,790	54,018,700

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	340,669		340,669				
2. 総 務 費	4,312,102	761,085	5,073,187	18		286	760,781
3. 民 生 費	30,236,981	210,507	30,447,488	2,181,265		2	△1,970,760
4. 衛 生 費	3,247,946	4,759	3,252,705			2	4,757
5. 産 業 経 済 費	1,117,934	4	1,117,938	552,377		4	△552,377
6. 土 木 費	4,096,504	207,434	4,303,938	6,259	77,400	365	123,410
7. 消 防 費	1,501,287		1,501,287		400		△400
8. 教 育 費	4,064,741	1	4,064,742	43,769	200	1	△43,969
9. 公 債 費	3,866,746		3,866,746				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	52,834,910	1,183,790	54,018,700	2,783,688	78,000	660	△1,678,558

2. 歳 入

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	千円 8,850,000	千円 1,239,768	千円 10,089,768	1. 地方交付税	千円 1,239,768	千円 普通交付税 1,170,976 特別交付税 68,792
計	8,850,000	1,239,768	10,089,768			

(款) 10. 地方交付税

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 10,159,925	千円 △1,176	千円 10,158,749	1. 社会福祉費 負担金	千円 2,410	介護保険料軽減負担分 千円
				4. 国民健康 保険費 負担金	△3,586	保険者支援分 未就学児均等割保険料分 産前産後保険料分 △3,688 △48 150
計	10,517,844	△1,176	10,516,668			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.総務費 国庫補助金	千円 155,813	千円 2,773,220	千円 2,929,033	2.総務管理費 補助金	千円 2,773,220	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 千円 926,434 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,846,786
計	1,046,109	2,773,220	3,819,329			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 府負担金	千円 3,106,990	千円 5,385	千円 3,112,375	1. 社会福祉費 負担金	千円 1,205	介護保険料軽減負担分
				4. 国民健康 保険費 負担金	4,180	保険基盤安定 5,973 保険者支援分 △1,844 未就学児均等割保険料分 △24 産前産後保険料分 75
計	3,240,604	5,385	3,245,989			

(款) 15. 府支出金

(項) 2. 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5.土木費 府補助金	千円 2,071	千円 6,259	千円 8,330	3.道路新設 改良費 補助金	千円 6,259	都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金 千円
計	923,052	6,259	929,311			

(款) 15. 府支出金

(款) 16. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財産等貸付収入	千円 180,717	千円 △3,146	千円 177,571	1. 土地建物等貸付収入	千円 △3,146	土地建物等 千円
2. 利子及び配当金	107	295	402	1. 利子及び配当金	295	いきいき松原基金運用収入 2 阪神高速道路大和川線沿道施設維持管理基金運用収入 2 財政調整基金運用収入 275 減債基金運用収入 5 公共施設整備事業基金運用収入 2 商業活性化事業等基金運用収入 4 子ども未来基金運用収入 2 奨学基金運用収入 1 新型コロナウイルス感染症等対策推進基金運用収入 2
計	180,831	△2,851	177,980			

(款) 16. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 不動産 売払収入	千円 133,386	千円 △15,089	千円 118,297	1. 土地建物 売払収入	千円 △15,089	千円 用地処分金 △17,460 元法定外公共物処分金 2,371
計	134,506	△15,089	119,417			

(款) 16. 財産収入

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.ふるさと寄附金	千円 200,000	千円 54,007	千円 254,007	1.ふるさと寄附金	千円 54,007	災害支援寄附金 千円
3.バラいっぱい寄附金		365	365	1.バラいっぱい寄附金	365	
計	245,342	54,372	299,714			

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 3,478,758	千円 △2,610,998	千円 867,760	1. 雑入	千円 △2,610,998	雑入 千円
計	3,478,777	△2,610,998	867,779			

(款) 19. 諸収入

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 土木債	千円 1,234,900	千円 77,400	千円 1,312,300	1. 道路整備 事業債	千円 3,300	田井城2号線道路改良事業
				3. 都市計画整備 事業債	74,100	三宅地区土地区画整理事業
5. 消防債	243,700	400	244,100	1. 消防施設整備 事業債	400	通信指令室空調機更新事業
6. 教育債	117,700	200	117,900	1. 義務教育 施設整備 事業債	200	各中学校空調機設置事業
7. 臨時財政 対策債	560,000	△343,100	216,900	1. 臨時財政 対策債	△343,100	
計	2,995,100	△265,100	2,730,000			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分			金額	
				国府支出金	地方債	その他						
6. 財産管理費	千円 317,981	千円	千円 317,981	千円 18	千円	千円	千円 △18		千円	千円 庁舎管理事業		
7. 企画費	324,115	54,007	378,122				54,007	11. 役務費	268	手数料	ふるさと応援感謝事業 54,007	
								12. 委託料	3,393	その他委託料		
								13. 使用料及び 賃借料	44			
								25. 寄附金	50,302			
9. 諸費	83,294	2	83,296					24. 積立金	2	その他特定目的 基金積立金	阪神高速道路大和川線沿道施 設維持管理基金費 2	
13. 文化振興費	183,496	3,821	187,317				3,821	24. 積立金	3,821	その他特定目的 基金積立金	文化振興基金費 3,821	
15. 財政調整 基金費	622,386	477,116	1,099,502				275	476,841	24. 積立金	477,116	財政調整基金積 立金	財政調整基金費 477,116
16. 公共施設 整備費	50,769	100,973	151,742				2	100,971	24. 積立金	100,973	その他特定目的 基金積立金	公共施設整備事業基金費 100,973
17. 減債基金費		125,164	125,164				5	125,159	24. 積立金	125,164	減債基金積立金	減債基金費 125,164
18. いきいき 松原基金費		2	2				2		24. 積立金	2	その他特定目的 基金積立金	いきいき松原基金費 2
計	3,377,421	761,085	4,138,506	18			286	760,781				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 3,095,577	千円 14,402	千円 3,109,979	千円 2,176,914	千円	千円	千円 △2,162,512	24. 積立金	千円 14,402	千円 その他特定目的 基金積立金 人件費 令和5年度電力・ガス・食料 品等価格高騰重点支援給付金 支給事業 令和5年度低所得者支援臨時 給付金支給事業 地域福祉基金費 14,402
9. 介護保険費	2,130,517	5,264	2,135,781	3,615			1,649	27. 繰出金	5,264	他会計繰出金 介護保険特別会計繰出金 5,264
計	12,576,509	19,666	12,596,175	2,180,529			△2,160,863			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉 総務費	499,029	54,017	553,046			2	54,015	24. 積立金	54,017	その他特定目的 基金積立金	子ども未来基金費	54,017
計	9,563,472	54,017	9,617,489			2	54,015					

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 生活保護 総務費	千円 254,895	千円	千円 254,895	千円 142	千円	千円	千円 △142		千円 人件費	
計	6,604,895		6,604,895	142			△142			

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

1. 国民健康 保 險 費	1,484,896	136,824	1,621,720	594			136,230	27. 繰 出 金	136,824	他会計繰出金	国民健康保険特別会計繰出金 136,824
計	1,484,896	136,824	1,621,720	594			136,230				

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 696,800	千円 4,759	千円 701,559	千円	千円	千円 2	千円 4,757	24. 積立金	千円 4,759	千円 その他特定目的 基金積立金 新型コロナウイルス感染症等 対策推進基金費 4,759
計	1,345,453	4,759	1,350,212			2	4,757			

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

1. 商工総務費	636,363		636,363	552,377			△552,377				令和5年度臨時プレミアム付 商品券事業 令和6年度臨時プレミアム付 商品券事業
2. 商工振興費	388,053	4	388,057			4		24. 積立金	4	その他特定目的 基金積立金	商業活性化事業等基金費 4
計	1,032,671	4	1,032,675	552,377		4	△552,377				

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

(款) 6. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
3. 道路新設改良費	千円 260,727	千円	千円 260,727	千円 6,259	千円 3,300	千円	千円 △9,559	千円	千円 天美駅前西線道路改良事業 田井城2号線道路改良事業	
計	1,039,101		1,039,101	6,259	3,300		△9,559			

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

1. 都市計画 総務費	525,376		525,376		74,100		△74,100				三宅地区土地区画整理事業
3. 公園費	658,575	7,434	666,009			365	7,069	24. 積立金	7,434	その他特定目的 基金積立金	緑化基金費 7,434
計	1,220,794	7,434	1,228,228		74,100	365	△67,031				

(款) 6. 土木費

(項) 3. 都市計画費

(款) 6. 土木費

(項) 4. 下水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 下水道整備費	千円 1,400,000	千円 200,000	千円 1,600,000	千円	千円	千円	千円 200,000	18. 負担金、補助及び交付金 25,925	補助金	千円 200,000	
								23. 投資及び出資金 174,075	出資金		
計	1,400,000	200,000	1,600,000				200,000				

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

5. 消防施設費	266,381		266,381		400		△400				通信指令室空調機更新事業
計	1,501,287		1,501,287		400		△400				

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

(款) 8. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	千円 291,364	千円 1	千円 291,365	千円	千円	千円 1	千円 24. 積立金 1	千円 その他特定目的 奨学基金費 基金積立金 1		
計	548,794	1	548,795			1				

(款) 8. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	223,703		223,703		200		△200				各中学校空調機設置事業
計	365,773		365,773		200		△200				

(款) 8. 教育費

(項) 3. 中学校費

(款) 8. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
3. 学校給食費	千円 836,071	千円	千円 836,071	千円 43,769	千円	千円	千円 △43,769	千円	千円 学校給食業務事業	
計	1,153,284		1,153,284	43,769			△43,769			

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高	令和5年度中増減見込額			令和5年度末 現在高見込額
			令和5年度中起債見込額		令和5年度中 元金償還見込額	
			補正前の額	補正額		
1. 普 通 債	18,186,480 ^{千円}	17,650,434 ^{千円}	2,435,100 ^{千円}	78,000 ^{千円}	1,560,573 ^{千円}	18,602,961 ^{千円}
(1) 教 育	4,742,386	4,584,873	87,000	200	433,662	4,238,411
(5) 消 防	840,182	791,244	249,800	400	164,575	876,869
(8) 道 路	2,983,505	3,213,632	534,000	3,300	193,728	3,557,204
(10) 都 市 計 画	3,291,990	3,038,813	687,500	74,100	312,524	3,487,889
2. そ の 他	21,240,388	19,502,405	560,000	△ 343,100	2,105,642	17,613,663
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	19,478,489	18,210,082	560,000	△ 343,100	1,739,243	16,687,739
合 計	39,426,868	37,152,839	2,995,100	△ 265,100	3,666,215	36,216,624

報告第3号

令和5年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）専決処
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 5 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 3 号)

令和 5 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 29 日 専 決

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		千円 1,484,896	千円 136,824	千円 1,621,720
	1. 他会計繰入金	1,484,896	136,824	1,621,720
6. 諸収入		1,107,457	△136,824	970,633
	3. 雑入	1,106,597	△136,824	969,773
歳入合計		15,540,134		15,540,134

令和 5 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 3 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,643,943 ^{千円}		2,643,943 ^{千円}
2. 一部負担金	10		10
3. 国庫支出金	600		600
4. 府支出金	10,303,228		10,303,228
5. 繰入金	1,484,896	136,824	1,621,720
6. 諸収入	1,107,457	△136,824	970,633
歳入合計	15,540,134		15,540,134

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 249,589	千円	千円 249,589	千円	千円	千円	千円
2. 保険給付費	10,077,692		10,077,692				
3. 国民健康保険金 事業費納付金	3,929,356		3,929,356				
4. 保健事業費	124,064		124,064				
5. 公債費	8,417		8,417				
6. 諸支出金	1,051,016		1,051,016				
7. 予備費	100,000		100,000				
歳出合計	15,540,134		15,540,134				

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,484,896	千円 136,824	千円 1,621,720	1. 一般会計繰入金	千円 136,824	千円
計	1,484,896	136,824	1,621,720			

(款) 5. 繰入金

(款) 6. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 雑入	千円 1,080,497	千円 △136,824	千円 943,673	1. 雑入	千円 △136,824	千円
計	1,106,597	△136,824	969,773			

報告第4号

令和5年度松原市下水道事業会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和5年度 松原市下水道事業会計補正予算

(第 1 号)

目 次

(予算)	(頁)
令和 5 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	3
(予算に関する説明書)	
令和 5 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 実施計画	4
令和 5 年度 松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (間接法)	5
令和 5 年度 松原市下水道事業会計予定貸借対照表	7
令和 5 年度 会計書類に関する注記	1 1
(予算参考資料)	
令和 5 年度 松原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 説明書	1 3

専決第4号

令和5年度 松原市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度松原市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度松原市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,630,500 千円	32,918 千円	3,663,418 千円
第1項 営業収益	2,685,317 千円	△ 58,204 千円	2,627,113 千円
第2項 営業外収益	945,183 千円	84,129 千円	1,029,312 千円
第3項 特別利益	0 千円	6,993 千円	6,993 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 令和5年度松原市下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,560,100千円」を「1,386,025千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,322,411千円」を「1,148,336千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,586,000 千円	174,075 千円	2,760,075 千円
第2項 他会計出資金	359,705 千円	174,075 千円	533,780 千円

令和6年3月29日 専決

松原市長 澤井宏文

令和5年度 松原市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業収益			3,630,500	32,918	3,663,418	
	1. 営業収益		2,685,317	△ 58,204	2,627,113	
		2. 雨水処理負担金	945,069	△ 58,204	886,865	
	2. 営業外収益		945,183	84,129	1,029,312	
		2. 他会計補助金	95,226	84,129	179,355	
	3. 特別利益		0	6,993	6,993	
1. 過年度損益修正益		0	6,993	6,993		

資本的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			2,586,000	174,075	2,760,075	
	2. 他会計出資金		359,705	174,075	533,780	
		1. 他会計出資金	359,705	174,075	533,780	

令和5年度 松原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：千円）

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失（△）	△ 173,749
減価償却費	2,419,581
資産減耗費	21,496
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 456
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 114
長期前受金戻入額	△ 807,661
受取利息	△ 3
支払利息及び企業債取扱諸費	426,486
未収金の増減額（△は増加）	104,318
未払金の増減額（△は減少）	103,100
前払金の減少額	54,780
その他流動負債の増減額（△は減少）	3,707
小計	2,151,485
利息の受取額	3
利息の支払額	△ 426,486
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,725,002

II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出等	△ 614,932
無形固定資産の取得による支出等	△ 145,576
国庫補助金、負担金による収入等	291,447
基金繰入による支出	△ 1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 469,062
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	1,328,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,332,720
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	800,000
一時借入金の返済による支出	△ 476,120
一般会計からの出資金による収入等	657,602
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,022,838
IV 資金増減額 (△は減少)	233,102
V 資金期首残高	0
VI 資金期末残高	233,102

令和5年度 松原市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
	(1) 有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		410,110		
	ロ 建 物	127,226			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 29,267	97,959		
	ハ 構 築 物	60,543,093			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 9,835,763	50,707,330		
	ニ 機 械 及 び 装 置	641,186			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 272,357	368,829		
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	290			
	減 価 償 却 累 計 額	△ 267	23		
	有形固定資産合計			51,584,251	
	(2) 無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		7,117,943		
	無形固定資産合計			7,117,943	

	千円	千円	千円	千円
(3)投資その他資産				
イ 基 金		<u>872</u>		
投資その他資産合計			<u>872</u>	
固 定 資 産 合 計				58,703,066
2. 流 動 資 産				
(1)現 金 預 金			233,102	
(2)未 収 金		502,106		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 8,943</u>	493,163	
流 動 資 産 合 計				<u>726,265</u>
資 産 合 計				<u><u>59,429,331</u></u>
	<u>負 債 の 部</u>			
3. 固 定 負 債				
(1)企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>28,117,401</u>		
企 業 債 合 計			28,117,401	

	千円	千円	千円	千円
(2)他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		<u>2,500,000</u>		
他 会 計 借 入 金 合 計			<u>2,500,000</u>	
固 定 負 債 合 計				30,617,401
4. 流 動 負 債				
(1)企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>3,299,962</u>		
企 業 債 合 計			3,299,962	
(2)未 払 金			440,448	
(3)預 り 金			6,490	
(4)引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		5,073		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		<u>1,002</u>		
引 当 金 合 計			<u>6,075</u>	
流 動 負 債 合 計				3,752,975

	千円	千円	千円	千円
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金			24,544,831	
収益化累計額			<u>△ 4,019,835</u>	
繰延収益合計				<u>20,524,996</u>
負債合計				54,895,372
	<u>資本の部</u>			
6. 資本金				4,921,199
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 国庫補助金		135,435		
ロ 受贈財産評価額		<u>7,380</u>		
資本剰余金合計			142,815	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処理欠損金		<u>530,055</u>		
利益剰余金合計			<u>△ 530,055</u>	
剰余金合計				<u>△ 387,240</u>
資本合計				<u>4,533,959</u>
負債資本合計				<u><u>59,429,331</u></u>

令和5年度 会計書類に関する注記

I. 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

イ. 減価償却の方法

定額法

ロ. 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 50年

機械及び装置 6～50年

工具器具及び備品 15～20年

(2) 無形固定資産

イ. 減価償却の方法

定額法

ロ. 主な耐用年数

施設利用権 45～50年

2. 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため退職給付引当金は計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

3. 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. セグメント情報

報告セグメントが単一のため、記載を省略している。

III. リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1, 173千円
1年超	1, 465千円
計	2, 638千円

IV. その他

1. 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当の支給に充てるため、賞与引当金6, 204千円を取り崩すこととする。

2. 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当に係る法定福利費の支給に充てるため、法定福利費引当金1, 265千円を取り崩すこととする。

予 算 参 考 資 料
 令和5年度 松原市下水道事業会計補正予算（第1号）説明書
収 益 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業収益		3,630,500	32,918	3,663,418			
1. 営業収益		2,685,317	△ 58,204	2,627,113			
	2. 雨水処理負担金	945,069	△ 58,204	886,865	1. 雨水処理負担金	△ 58,204	雨水処理負担金
2. 営業外収益		945,183	84,129	1,029,312			
	2. 他会計補助金	95,226	84,129	179,355	1. 他会計補助金	84,129	一般会計補助金
3. 特別利益		0	6,993	6,993			
	1. 過年度損益修正益	0	6,993	6,993	1. 過年度損益修正益	6,993	流域下水道事業負担金精算金

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		2,586,000	174,075	2,760,075			
2. 他会計出資金		359,705	174,075	533,780			
	1. 他会計出資金	359,705	174,075	533,780	1. 他会計出資金	174,075	一般会計出資金

報告第5号

令和5年度松原市介護保険特別会計補正予算（第3号）専決処分の
承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 5 年度

松原市介護保険特別会計補正予算

(第 3 号)

専決第 5 号

令和 5 年度松原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度松原市の介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 2 9 日 専決

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		千円 2, 4 5 0, 9 0 4	千円 5, 2 6 4	千円 2, 4 5 6, 1 6 8
	1. 他 会 計 繰 入 金	2, 1 3 0, 5 1 7	5, 2 6 4	2, 1 3 5, 7 8 1
7. 諸 収 入		1 4 1, 5 6 0	△ 5, 2 6 4	1 3 6, 2 9 6
	3. 雑 入	1 4 1, 1 6 0	△ 5, 2 6 4	1 3 5, 8 9 6
歳 入 合 計		1 4, 0 4 9, 9 9 9		1 4, 0 4 9, 9 9 9

令和 5 年度

松原市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 3 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	2,358,747 ^{千円}		2,358,747 ^{千円}
2. 国庫支出金	3,447,143		3,447,143
3. 支払基金交付金	3,678,132		3,678,132
4. 府支出金	1,914,806		1,914,806
5. 財産収入	164		164
6. 繰入金	2,450,904	5,264	2,456,168
7. 諸収入	141,560	△5,264	136,296
8. 繰越金	58,543		58,543
歳入合計	14,049,999		14,049,999

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1.総務費	千円 253,639	千円	千円 253,639	千円	千円	千円	千円
2.保険給付費	13,088,448		13,088,448				
3.地域支援事業費	587,122		587,122				
4.基金積立金	10,144		10,144				
5.公債費	3,464		3,464				
6.諸支出金	77,182		77,182				
7.予備費	30,000		30,000				
歳出合計	14,049,999		14,049,999				

2. 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	千円 2,130,517	千円 5,264	千円 2,135,781	1. 一般会計繰入金	千円 5,264	千円
計	2,130,517	5,264	2,135,781			

(款) 6. 繰入金

(款) 7. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	千円 140,460	千円 △5,264	千円 135,196	1. 雑入	千円 △5,264	千円
計	141,160	△5,264	135,896			

報告第6号

松原市市税条例の一部を改正する条例（令和6年条例第12号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第6号

松原市市税条例の一部を改正する条例制定について

松原市市税条例（平成21年条例第36号）の一部を改正する条例制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和6年3月29日専決

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第12号

松原市市税条例の一部を改正する条例

松原市市税条例（平成21年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普

通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはなないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）

並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、

その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額

に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当する

と認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第13条の2第4項を削る。

附則第13条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第14条中「又は第4項」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第6項を削る。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第

7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定
公布の日

(2) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(3) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松原市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第7号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和6年条例第13号）専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第7号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を改正する条例制定
を地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和6年3月29日専決

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第13号

松原市都市計画税条例の一部を改正する条例

松原市都市計画税条例（平成21年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第8項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第9項及び第10項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第11項及び第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第15項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第16項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第18項中「附則第8項、第9項」を「附則第9項」に改める。

附則第19項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松原市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第8号

令和6年度松原市一般会計補正予算（第1号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 6 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 1 号)

令和 6 年度松原市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度松原市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 4 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8, 8 1 9, 4 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 2 2 日 専 決

松 原 市 長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 寄附金		千円 310,342	千円 6,420	千円 316,762
	1. 寄附金	310,342	6,420	316,762
歳入	合計	48,813,000	6,420	48,819,420

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 3, 8 5 8, 9 3 0	千円 6, 4 2 0	千円 3, 8 6 5, 3 5 0
	1. 総 務 管 理 費	3, 0 1 6, 3 1 7	6, 4 2 0	3, 0 2 2, 7 3 7
歳 出	合 計	4 8, 8 1 3, 0 0 0	6, 4 2 0	4 8, 8 1 9, 4 2 0

令和 6 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,766,447 <small>千円</small>		14,766,447 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	197,000		197,000
3. 利 子 割 交 付 金	13,000		13,000
4. 配 当 割 交 付 金	108,000		108,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	101,000		101,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	301,000		301,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,724,000		2,724,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000		50,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	580,000		580,000
10. 地 方 交 付 税	9,076,000		9,076,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,500		13,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	241,574		241,574
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	524,880		524,880
14. 国 庫 支 出 金	11,490,172		11,490,172
15. 府 支 出 金	4,257,848		4,257,848
16. 財 産 収 入	178,879		178,879
17. 寄 附 金	310,342	6,420	316,762
18. 繰 入 金	1,335,519		1,335,519

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	248,139 ^{千円}	^{千円}	248,139 ^{千円}
20. 市債	2,295,700		2,295,700
歳入合計	48,813,000	6,420	48,819,420

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	340,837		340,837				
2. 総 務 費	3,858,930	6,420	3,865,350				6,420
3. 民 生 費	27,557,600		27,557,600				
4. 衛 生 費	2,990,837		2,990,837				
5. 産 業 経 済 費	624,397		624,397				
6. 土 木 費	3,254,418		3,254,418				
7. 消 防 費	1,761,153		1,761,153				
8. 教 育 費	4,537,988		4,537,988				
9. 公 債 費	3,836,840		3,836,840				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	48,813,000	6,420	48,819,420				6,420

2. 歳 入

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1.ふるさと 寄 附 金	千円 300,000	千円 6,420	千円 306,420	1.ふるさと 寄 附 金	千円 6,420	災害支援寄附金 千円
計	310,342	6,420	316,762			

(款) 17. 寄附金

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
7. 企画費	千円 484,523	千円 6,420	千円 490,943	千円	千円	千円	千円 6,420	11. 役 務 費 43	千円 手数料	千円 ふるさと応援感謝事業 6,420	
								12. 委 託 料 560	千円 その他委託料		
								13. 使用料及び 賃 借 料 645			
								25. 寄 附 金 5,172			
計	3,016,317	6,420	3,022,737				6,420				

報告第9号

児童遊園管理に係る損害賠償の額を定める専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

専決第9号

児童遊園管理に係る損害賠償の額を定めることについて

児童遊園管理に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 損害賠償額 | 250,000円 |
| 2 | 相手方 | 松原市天美北3丁目在住
児童 A
親権者 B |
| 3 | 理由 | 令和6年1月28日午後3時頃、松原市天美北2丁目12番地10の天美北2丁目第2児童遊園において、鬼ごっこをして遊んでいた相手方児童が、本市の管理する鉄柵製のフェンス付近で転倒した。その際、同フェンスに巻かれていた針金の末端部分が、同フェンスより飛び出していたところ、同末端部分が相手方児童の左上まぶたと接触したことにより、相手方児童を負傷させ、損害を与えたため、賠償するもの。 |

令和6年5月29日専決

松原市長 澤 井 宏 文

報告第10号

令和6年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処
分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 6 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 1 号)

令和 6 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 2 2,0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 9 3 9, 7 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 3 1 日 専決

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 諸 収 入		千円 86,117	千円 922,000	千円 1,008,117
	3. 雑 入	85,307	922,000	1,007,307
歳 入	合 計	14,017,733	922,000	14,939,733

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 諸 支 出 金		千円 9, 7 0 0	千円 9 2 2, 0 0 0	千円 9 3 1, 7 0 0
	2. 繰 上 充 用 金		9 2 2, 0 0 0	9 2 2, 0 0 0
歳 出	合 計	1 4, 0 1 7, 7 3 3	9 2 2, 0 0 0	1 4, 9 3 9, 7 3 3

令和 6 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,523,150 <small>千円</small>		2,523,150 <small>千円</small>
2. 一部負担金	10		10
3. 府支出金	9,941,396		9,941,396
4. 繰入金	1,467,060		1,467,060
5. 諸収入	86,117	922,000	1,008,117
歳入合計	14,017,733	922,000	14,939,733

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 262,820	千円	千円 262,820	千円	千円	千円	千円
2. 保険給付費	9,784,936		9,784,936				
3. 国民健康保険金 事業費納付金	3,821,660		3,821,660				
4. 保健事業費	105,617		105,617				
5. 公債費	3,000		3,000				
6. 諸支出金	9,700	922,000	931,700				922,000
7. 予備費	30,000		30,000				
歳出合計	14,017,733	922,000	14,939,733				922,000

2. 歳 入
 (款) 5. 諸収入
 (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 雑 入	千円 59,407	千円 922,000	千円 981,407	1. 雑 入	千円 922,000	千円
計	85,307	922,000	1,007,307			

3. 歳 出

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 繰上充用金	千円	千円 922,000	千円 922,000	千円	千円	千円	千円 922,000	21. 補償、 補填及び 賠償金	千円 922,000	補填金	千円 前年度繰上充用金 922,000
計		922,000	922,000			922,000					

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰上充用金

令和 6 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 2 号)

令和6年度松原市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度松原市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,711,037千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,530,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月10日提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 11,490,172	千円 1,650,499	千円 13,140,671
	1. 国庫負担金	10,652,375	277,412	10,929,787
	2. 国庫補助金	804,598	1,373,087	2,177,685
15. 府支出金		4,257,848	△5,936	4,251,912
	1. 府負担金	3,350,526	△5,936	3,344,590
19. 諸収入		248,139	66,474	314,613
	5. 雑収入	194,149	66,474	260,623
歳入	合計	48,819,420	1,711,037	50,530,457

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 3,865,350	千円 940,519	千円 4,805,869
	1. 総務管理費	3,022,737	1,815	3,024,552
	2. 徴税費	511,260	938,704	1,449,964
3. 民生費		27,557,600	552,028	28,109,628
	1. 社会福祉費	9,973,141	278,613	10,251,754
	2. 児童福祉費	9,482,899	273,415	9,756,314
4. 衛生費		2,990,837	218,490	3,209,327
	1. 保健衛生費	1,054,296	218,490	1,272,786
歳出	合計	48,819,420	1,711,037	50,530,457

令和 6 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 2 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,766,447 <small>千円</small>		14,766,447 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	197,000		197,000
3. 利 子 割 交 付 金	13,000		13,000
4. 配 当 割 交 付 金	108,000		108,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	101,000		101,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	301,000		301,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,724,000		2,724,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000		50,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	580,000		580,000
10. 地 方 交 付 税	9,076,000		9,076,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,500		13,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	241,574		241,574
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	524,880		524,880
14. 国 庫 支 出 金	11,490,172	1,650,499	13,140,671
15. 府 支 出 金	4,257,848	△5,936	4,251,912
16. 財 産 収 入	178,879		178,879
17. 寄 附 金	316,762		316,762
18. 繰 入 金	1,335,519		1,335,519

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	248,139 <small>千円</small>	66,474 <small>千円</small>	314,613 <small>千円</small>
20. 市 債	2,295,700		2,295,700
歳 入 合 計	48,819,420	1,711,037	50,530,457

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	340,837		340,837				
2. 総務費	3,865,350	940,519	4,805,869	940,519			
3. 民生費	27,557,600	552,028	28,109,628	557,964			△5,936
4. 衛生費	2,990,837	218,490	3,209,327	146,080			72,410
5. 産業経済費	624,397		624,397				
6. 土木費	3,254,418		3,254,418				
7. 消防費	1,761,153		1,761,153				
8. 教育費	4,537,988		4,537,988				
9. 公債費	3,836,840		3,836,840				
10. 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	48,819,420	1,711,037	50,530,457	1,644,563			66,474

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民 生 費 国庫負担金	千円 10,374,213	千円 277,412	千円 10,651,625	2. 児童福祉費 負 担 金	千円 277,412	児童手当 千円
計	10,652,375	277,412	10,929,787			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.総務費 国庫補助金	千円 153,203	千円 1,219,132	千円 1,372,335	2.総務管理費 補助金	千円 1,219,132	千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,217,317 子ども・子育て支援事業費補助金(児童手当制度改正分) 1,815
2.民生費 国庫補助金	508,171	7,875	516,046	2.児童福祉費 補助金	7,875	子ども・子育て支援事業費補助金(児童手当制度改正分)
3.衛生費 国庫補助金	12,660	146,080	158,740	1.保健衛生費 補助金	146,080	新型コロナウイルスワクチン定期接種助成金
計	804,598	1,373,087	2,177,685			

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 府負担金	千円 3,187,417	千円 △5,936	千円 3,181,481	2. 児童福祉費 負担金	千円 △5,936	児童手当 千円
計	3,350,526	△5,936	3,344,590			

(款) 15. 府支出金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 194,132	千円 66,474	千円 260,606	1. 雑入	千円 66,474	雑入 千円
計	194,149	66,474	260,623			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 1,563,218	千円 1,815	千円 1,565,033	千円 1,815	千円	千円	12. 委託料	千円 1,815	千円 その他委託料	千円 人事課一般事務費 1,815	
計	3,022,737	1,815	3,024,552	1,815							

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	千円 511,260	千円 938,704	千円 1,449,964	千円 938,704	千円	千円	千円	千円	千円	千円
							10. 需用費	1,223	消耗品費 423 印刷製本費 800	令和6年度定額減税調整給付 金支給事業 938,704
							11. 役務費	8,081	通信運搬費 4,730 手数料 3,351	
							12. 委託料	12,793	その他委託料	
							13. 使用料及び 賃借料	607		
							19. 扶助費	916,000		
計	511,260	938,704	1,449,964	938,704						

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	641,943	278,613	920,556	278,613				10. 需用費	253	消耗品費 48 印刷製本費 205	令和6年度低所得者支援臨時 給付金支給事業 278,613
								11. 役務費	18,360	通信運搬費 726 手数料 17,634	
								19. 扶助費	260,000		
計	9,973,141	278,613	10,251,754	278,613							

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
2. 児童福祉費	千円 5,808,041	千円 273,415	千円 6,081,456	千円 279,351	千円	千円	千円 △5,936	10. 需用費 150	千円 40 110	児童手当等給付事業 273,415	
								11. 役務費 3,617	通信運搬費 1,281 手数料 2,336		
								12. 委託料 4,108	その他委託料		
								19. 扶助費 265,540			
計	9,482,899	273,415	9,756,314	279,351			△5,936				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2. 予 防 費	428,020	218,490	646,510	146,080			72,410	10. 需 用 費	364	印刷製本費	予防接種事業	218,490
								12. 委 託 料	218,126	その他委託料		
計	1,054,296	218,490	1,272,786	146,080			72,410					

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

議案第 3 5 号

松原市児童遊園条例の一部を改正する条例制定について

松原市児童遊園条例（平成 2 5 年条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市児童遊園条例の一部を改正する条例

松原市児童遊園条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。
別表松東園児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年7月8日から施行する。

議案第36号

財産取得について（救急自動車等）

次の財産を取得する。

記

- 1 財産の名称 救急自動車・高度救命処置用資機材

- 2 取得価格 31,106,900円
〔内訳（1）救急自動車 19,776,900円〕
〔 （2）高度救命処置用資機材 11,330,000円 〕

- 3 取得の相手方 （1）救急自動車
大阪市西区南堀江3丁目14番22号
日産大阪販売株式会社
（2）高度救命処置用資機材
神奈川県横浜市中区かもめ町6番地
日本船舶薬品株式会社

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第37号

財産取得について（消防団消防ポンプ自動車）

次の財産を取得する。

記

- 1 財産の名称 消防団消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 22,330,000円
- 3 取得の相手方 兵庫県三田市テクノパーク1番地の5
株式会社モリタ

令和6年6月10日提出

松原市長 澤 井 宏 文